

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## China Legal Update

---

2026年5月27日

### 知財侵害の民事案件の審理における懲罰的賠償に関する司法解釈

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂  
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆  
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

#### Contents

---

##### I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

##### II. Lawyer's Eye

中国による「外国による域外適用措置に対する禁止令」の初めての発令

日本弁護士 中川 裕茂

##### III. 中国法令アップデート

- ・反外国不当域外管轄条例
- ・知的財産権侵害に係る民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈 ← **今号の注目法令**
- ・サイバーセキュリティラベル管理弁法
- ・人工知能による擬人化インタラクティブサービスの管理に関する暫定弁法 ← **今号の注目法令**

## I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレートチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 44 回(中国メインランド)

日時:2026 年 1 月 22 日(木)

「似て非なる中国法」2026 年の中国 正しい理解と戦略」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

第 45 回(中国メインランド)

日時:2026 年 3 月 19 日(木)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方ー‘内卷’時代のコンプライアンス最前線」

講師:スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

:シニア・アソシエイト弁護士 朱 迪

第 46 回(中国メインランド)

日時:2026 年 5 月 21 日(木)

「中国広告規制の最新動向と実務対応 ~インターネット広告・ステマ規制と KOL マーケティングの留意点~」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

## II. Lawyer's Eye

### 中国による「外国による域外適用措置に対する禁止令」の初めての発令

日本弁護士 中川 裕茂

2026年5月2日、中国の商務部が、「米国による中国企業5社へのイラン石油関連制裁措置に対する阻止禁止令の公布について」(商務部公告2026年第21号、以下「本公告」といいます。)を公表した<sup>1</sup>。

本公告は、米国財務省外国資産管理局(OFAC)が直近約1年間でイラン取引に関連してSDN Listに掲載してきた、①恒力石化(大連)煉化有限公司(Hengli Petrochemical (Dalian) Refining & Chemical Co., Ltd.)、②山東寿光魯清石化有限公司(Shandong Shouguang Luqing Petrochemical Co., Ltd.)、③山東金誠石化集团有限公司(Shandong Jincheng Petrochemical Group Co., Ltd.)、④河北鑫海化工集团有限公司(Hebei Xinhai Chemical Group Co., Ltd.)、及び⑤山東勝星化工有限公司(Shandong Shengxing Chemical Co., Ltd.)に対する米国による取引禁止などの制裁措置<sup>2</sup>を「承認してはならず、執行してはならず、遵守してはならない」ということを内容とする命令である。

本公告の主たる根拠法は「外国の法律及び措置の不当域外適用阻止弁法」(2021年1月9日公布・施行、以下「阻止弁法」といいます)である<sup>3</sup>。中国政府は、外国の法律及び措置につき不当な域外適用の状況が存在することを確認した場合には、上記のような「禁止令」を出すことができるとされている(同法7条1項)。阻止弁法が公布・施行されて5年を経過して発令された初めての禁止令である。

禁止令の適用対象は、中国企業や個人に限定されず、日本企業など外国企業にも適用される。違反した場合の効果としては、中国企業や個人は中国の裁判所で損害賠償請求を求める訴訟を提起することができるとされており(同法9条)、違反した企業に対して制裁金を課すこともできるとされている(同法13条)。更に、阻止弁法に基づく効果のみならず、違反を原因として、違反企業が反外国制裁法に基づく制裁リスト、信頼できないエンティティリスト規定、輸出管理法等に基づくリストに掲載する可能性もある。

ポイントとしては、外国の域外適用のある法令や措置に対抗するために、中国の政府が当該外国の法令や措置の不当性を確認し、これに従ってはならないという禁止令を出すことによって、効果を減殺し、中国企業や個人を保護しようとするところにある。OFAC規制は米国の管轄権が及ぶ限り外国企業にも適用され(1次制裁)、更には本来米国の管轄権が及ばない非米国人(日本企業を含む)が制裁対象者との取引を規制し、制裁対象者との直接または間接の取引についても制裁対象とする(2次制裁)。

本公告の対象5企業との取引がある場合には、その解消や履行停止は中国法上のリスクを負うこととなる。なお、①の恒力石化(大連)煉化有限公司(Hengli Petrochemical (Dalian) Refining & Chemical Co., Ltd.)は本年4月24日にSDN Listに掲載されたばかりの企業であり、特に注意を要する。

<sup>1</sup> “商务部公告2026年第21号 公布关于美国对5家中国企业实施涉伊朗石油制裁措施的阻断禁令”

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_0ff88c45f1974962a539775085014888.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_0ff88c45f1974962a539775085014888.html)

<sup>2</sup> イランに関連する2018年8月6日付け大統領令13846号(Executive Order 13846)や、2020年1月10日付け大統領令13902号(Executive Order 13902)を根拠とする制裁

<sup>3</sup> 商務部令2021年第1号、詳しくは以下において解説しています。

「中国の外国法律措置不当域外適用阻止弁法により高まる米中経済安全保障の法的リスク分析」(中川裕茂、安然)、国際商事法務 Vol. 49、No. 7、841頁～848頁

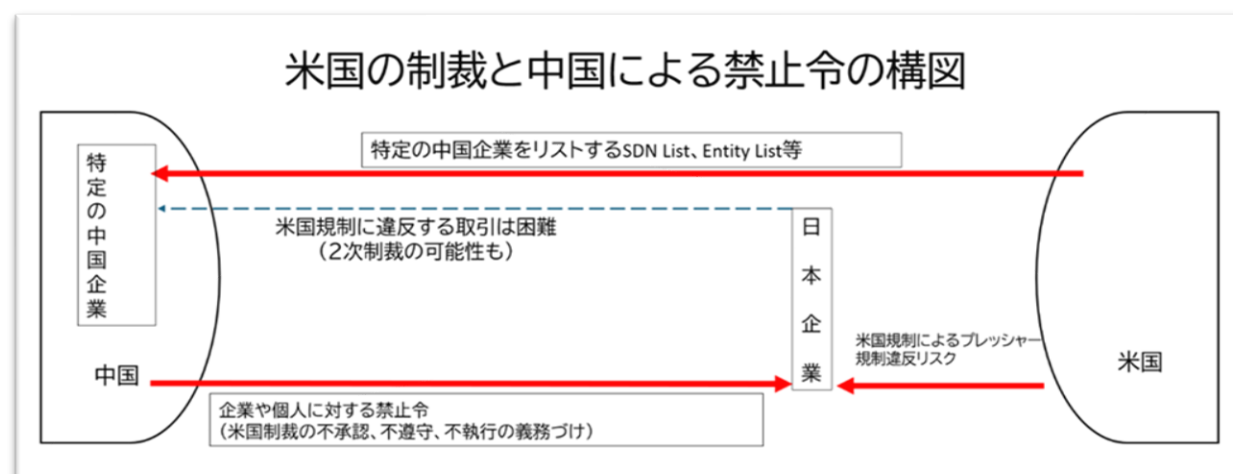
また、日本企業の注意点としては、今回の本公告に続いて商務部が新たな禁止令を出す傾向が広がる可能性があるという点である(特に、中国が、直近の本年4月7日付けで阻止弁法に類似する新たな「反外国不当域外管轄条例<sup>4</sup>」を公布・施行したことも、今後の「禁止令」活性化の兆候を現す可能性がある。)

米国は、第13846号大統領令(2018年8月6日)及び第13902号大統領令(2020年1月10日)において、次のような業種を制裁対象にしている。

第13846号大統領令(2018年8月6日)	第13902号大統領令(2020年1月10日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石油、石油製品、石油化学製品 ⇒ これらの購入、運搬、販売支援に携わると米国制裁の対象となる</li> <li>● 海運、造船、港湾分野 ⇒ イランの石油輸出に関わる物流がターゲット。</li> <li>● 金融分野 ⇒ イランに係る金融取引</li> </ul>	13846号に加えて、周辺産業も対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設、鉱業、製造業、繊維産業 ⇒ 石油以外の産業基盤もターゲットにする</li> <li>● 「重要な取引」「支援」行為等の周辺の行為もターゲットとする</li> </ul>

本公告では、石油や石油化学系の中国企業5社に対する制裁に限定して禁止令を出している、今後、イラン戦争の展開によっては、更に、海運、金融、建設等でイラン関係の取引を行っているようなSDN List掲載の中国企業についても、同様に中国で禁止令が出る可能性がある。更には、イラン関連以外でも、中国企業には米国のEAR規制でEntity Listに掲載されている企業が多く存在するところ、EAR規制も再輸出規制等は典型的な域外適用法令であるため、同様に中国で禁止令が出る傾向となっていく可能性がある。

このような場合、日本企業は禁止令に基づき米国制裁を「承認してはならず、執行してはならず、遵守してはならない」という義務を中国法上負うこととなるが、具体的にどうすればよいのかという疑問も当然生じる。中国企業との間の取引では、受注直後で製品の製造未着手の状態もあることもあれば、製品完成後の納品の状態になっていることもある。更に、契約は存在しないが継続的にサービス提供をしなければ中国顧客が本当に困った状態になることもあるであろう。逆に輸入取引でも同種の事態は存在する。上記に述べた今後の新たな展開の可能性を考えると、結局SDN ListやEntity Listに既に掲載された中国企業との取引が仮に存在するようであれば、これをどのようにするのかを米中双方の法令を踏まえて、会社として判断する必要がある(法令に基づく板挟み状態であるため、本書において文字で記載することが難しいことをご容赦下さい。)



更に言えば、現時点ではSDN ListやEntity List等に掲載されていない企業でも、今後新たにリスト入りすることもある。例えば、中国企業と長期取引契約(売買、製造委託、JVA等)を締結する場合には、「安全保障条項」として、例えば何らかの国の政府による経済制裁の対象となった場合には、契約の相手方(日本企業側を想定)が契約を解除したり履

4 反外国不当域外管轄条例(国务院令第835号)

行を停止したりすることができるという条項を定めることも多く見かけるようになった。このような場合に、当該安全保障条項を発動することにはより慎重になるべきである(別の適切な方法を考える)。ただ、阻止弁法に基づく禁止令(=禁止令が出た後に発効する)のみならず、反外国制裁法や、最近公布された「反外国不当域外管轄条例」も存在するため、上記のような安全保障条項の発動には留意するべきと思われる。

以上

### III. 中国法令アップデート(主に 2026 年 4 月 1 日～4 月 30 日の法令を対象)

#### 最新中国法令の解説

今号の注目法令は、「知的財産権侵害に係る民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」である。中国では、特許、商標、著作権、不正競争などにおいて故意による重大な知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度が導入されているが、本司法解釈は、その適用要件や賠償額の算定基準を明確化するものである。2021 年の旧司法解釈を改正・統合する形で制定されており、悪質・反復的な侵害行為への対応を一層厳格化する内容となっている。

今号のもう一つの注目法令は、「人工知能による擬人化インタラクティブサービスの管理に関する暫定弁法」である。本弁法は、AI 技術を用いて人間の人格的特徴やコミュニケーションスタイルを模倣し、利用者と感情的なやりとりを行うサービス(中国では、例えば、豆包、DeepSeek 等が有名)を対象に、事業者の管理義務や禁止事項を定めるものである。AI チャットボットや AI コンパニオンの普及を背景に、利用者保護、個人情報保護、依存リスク管理等を目的として導入されており、生成 AI サービスの提供実務に幅広い影響を及ぼすものである。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

#### 公布済み法令

##### <憲法・行政法>

##### 反外国不当域外管轄条例

[ポイント] 同法令については、[前号](#)のニュースレターにおいて詳細に解説をしていますのでご参照ください。

[原文] [反外国不当域外管轄条例](#) (国务院令第 835 号)

[公布/公表機関] 國務院(国务院)

2026 年 4 月 7 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 中川裕茂

##### <知的財産権>

##### 知的財産権侵害に係る民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈

[ポイント] 中国法では、特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の法令等において、故意による重大な知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償の制度が導入されている。本司法解釈は、知的財産権侵害の民事案件において、そのような懲罰的賠償の適用・賠償額の算定の基準を定めるものである。本司法解釈は 2021 年公布の旧司法解釈(法釈[2021]4 号)を改正・統合する形で制定されたものである。

##### 1. 適用要件

懲罰的損害賠償が適用されるためには、「故意」と「情状の重大性」の二つの要件がいずれも必要とされ、「故意」および「情状重大」の認定事由を具体化した。

本司法解釈第 6 条は「故意」の認定について定めている。人民法院は、知的財産権の種類、権利の知名度、当事者間の関係などを総合的に考慮して、被告が侵害を認識していたかどうかを判断する。特に、権利者から警告を受けた後も侵害を継続した場合、業務・代理・ライセンスなどの関係を通じて知的財産権を知っていた場合、海賊版や偽ブランド品を製造販売した場合などは、「故意侵害」と認定されやすい。また、和解後に再び同様の侵害を行った場合、関連会社の設立・名義変更などによって責任逃れを図った場合も、故意の認定事由となる。

本司法解釈第 7 条は「情状重大」の認定基準を規定している。裁判所は、侵害方法、侵害回数、継続期間、規模、社会的影響、侵害者の態度などを総合的に判断する。例えば、過去に行政処分や裁判を受けた後も再び侵害を行った場合、証拠を隠滅・改ざんした場合、保全命令に従わなかった場合などは、重大な侵害行為と認定される。また、侵害行為を主要

事業として行うケースや、権利者の商誉・市場シェアに重大な損害を与えた場合、さらには国家利益や公共利益に危害を及ぼす可能性がある場合も、「情状重大」に該当するとされる。

これらの規定により、悪質かつ反復的な知的財産権侵害に対しては、より厳格に懲罰的損害賠償が適用されることになる。

## 2. 賠償額の算定

本司法解釈第 8 条から第 12 条までは、懲罰的損害賠償額の算定方法について定めている。裁判所は、権利者の実際損失、侵害者の違法所得、または侵害利益を基礎として賠償額を計算するものとし、法定賠償額は計算基数に含めない。また、帳簿提出拒否や虚偽資料提出があった場合には、裁判所は権利者側の主張や証拠に基づき基数を認定できる。さらに、懲罰的損害賠償の倍率は侵害者の故意や侵害の重大性を考慮して決定されるが、賠償総額は原則として計算基数の五倍を上限とする。

[原文] [关于审理侵害知识产权民事纠纷案件适用法律若干问题的解释\(法释〔2026〕7号\)](#)

[公布／公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2026 年 4 月 17 日公布、2026 年 5 月 1 日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

## <社会法>

### サイバーセキュリティラベル管理弁法

[ポイント] 本弁法はインターネット接続機能を備えた製品に関する「サイバーセキュリティラベル制度」について規定するものである。

近年、中国ではスマート端末や IoT(Internet of Things)機器などインターネット接続機能を備えた製品、例えばスマートカメラ、スマートドアロックなどの普及が進んでいる。一方で、脆弱なパスワード、不十分なデータ保護といったセキュリティ上の問題により、ユーザーの権利が侵害されるだけでなく、ハッカーによる攻撃やデータ漏洩の発生により公共ネットワーク安全の安定が脅かされる事態も多発している。

これらの製品のサイバーセキュリティ能力を向上させ、消費者の権益及びネットワークセキュリティを保護するために、本弁法が制定された。本弁法の主な内容は以下の通りである。

#### 1. サイバーセキュリティ能力及びラベルの分類

本弁法では、関連製品のサイバーセキュリティ能力は 3 つの等級に分けられ、それぞれ星級でサイバーセキュリティラベルが表示される。

##### ✓ 基礎レベル(一つ星)

関連製品に関する国家標準の基本的な安全要求を満たす必要がある。

##### ✓ 強化レベル(二つ星)

サイバーセキュリティ能力が同類製品の先進的な水準に達している。

##### ✓ トップレベル(三つ星)

サイバーセキュリティ能力が同類製品の最上位水準に達しており、侵入テストに合格し、高度なサイバー攻撃に対抗できる能力を備えている。

#### 2. サイバーセキュリティラベルを実施する製品の目録化

主管機関(国家インターネット情報弁公室、工業及び情報化部、公安部)はサイバーセキュリティラベルを実施する製品の目録を制定し、公布する。各製品の具体的な実施規則及び関連国家基準等は当該目録において規定される。

#### 3. 製品の検査・測定及び届出

本弁法では、製品製造者は所定の星級のラベルを取得するためには、製品の検査・測定及び届出が必要であると規定されている。

一つ星及び二つ星の製品については、上記 2 で言及された目録上の規定に基づき、製品製造者自らの実験室で検査及び測定を行うこと、または資格を有する第三者機関に委託して行うことができる。三つ星の製品については、上記の検査及び測定に加えて、資格を有する第三者機関に委託して侵入テストを受けなければならない。

上記の検査・測定を完了した上で、製品製造者は、オンラインプラットフォームを通じて届出機関(中国電子技術標準化

研究院)に必要書類を提出し、審査を通過すれば、相応のサイバーセキュリティラベルを印刷し、使用し、表示することができることになる。

#### 4. 自主参加の原則

なお、本弁法に規定するサイバーセキュリティ能力の評価及びラベル表示は、法的には強制ではなく、製品製造者が自主的に参加するものと規定されている。一方で、政府は消費者に対し本弁法に規定するサイバーセキュリティラベルの付いた製品を優先的に購入するよう奨励するとも規定されている点には留意が必要である。

〔原文〕 网络安全标识管理办法(国信办发〔2026〕4号)

〔公布／公表機関〕 国家インターネット情報弁公室、工業及び情報化部、公安部(国家互联网信息办公室、工业和信息化部、公安部)

2026年4月2日公布、同年7月1日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李彬

### 人工知能による擬人化インタラクティブサービスの管理に関する暫定弁法

〔ポイント〕 本弁法は、AI 技術を用いて人間の人格的特徴やコミュニケーションスタイルを模倣し、利用者と感情的なやりとりを行う「擬人化インタラクティブサービス」(AI チャットボット、AI コンパニオン等)を対象に、その提供事業者に対する管理義務や禁止事項を定めるものである。生成 AI サービスの急速な普及を背景に、利用者保護(特に未成年者・高齢者)、個人情報保護、依存リスク管理等を目的として導入された。国家インターネット情報弁公室は2025年12月27日に同弁法の意見募集稿を公表していたところ、2026年4月10日に正式に公布され、本年7月15日から施行される。以下では、意見募集稿と正式版の主な共通点・変更点を整理する。意見募集稿については、[第 542 号](#)の中国法令アップデートにおいて詳細に解説をしているのでご参照ください。

#### 1. 規制対象

意見募集稿・正式版ともに、AI 技術を利用して、中国本土内の公衆に対し、人間の人格的特徴や思考様式、コミュニケーションスタイルを模倣し、文字、画像、音声、映像等の方式で感情的なやりとりを行う製品又はサービス(中国では、例えば、豆包、DeepSeek 等が有名です。)に適用される。これにより、昨今利用者が急増している AI チャットボットが広く規制対象に含まれることとなる。一方、一般的な業務補助・知識問答・カスタマーサポートなど単純なサービスは対象外とする点も共通している。

#### 2. 事業者の義務: 正式版がより詳細化・厳格化される

意見募集稿で定められた学習データの合法性、社会主義核心価値観への適合、利用者対話データの無断学習禁止、ユーザーのデータ削除請求への対応、AI であることの明示、過度依存への注意喚起の基本義務は正式版でも維持されている。

正式版では長時間利用に対する定期的なリマインドの義務が明記され、利用者が退出を求めた場合の速やかなサービス停止、データ安全措施や第三者提供制限、個人情報・機微情報の保護義務などを追加することで、管理責任をより強化した。

禁止事項についても、秩序混乱・わいせつ・犯罪教唆・権利侵害・自傷自殺助長などの規制枠組みは維持され、正式版では国家安全・民族対立・宗教関連など禁止内容が補充、明確化された。

#### 3. 未成年者・高齢者保護については、正式版が制度を拡充

未成年者向けの未成年者モード設置・保護者同意取得・保護者管理機能については、正式版でも継続している。

さらに正式版では未成年者に対する仮想親族・仮想伴侶等の擬似親密関係サービスを禁止、14歳未満の未成年者に対し提供する場合、当該未成年者の父母又はその他の後見人の同意を取得しなければならない等の規制を一層強化した。

高齢者保護については、高齢者が健全に当該サービスを利用するための指導を強化している。例えば、高齢者に対し長時間利用による感情依存や詐欺誘導等のリスクを注意喚起すること、緊急連絡先への通知機能を整備すること、高齢者からの相談・救助要請に対応する専用窓口を設置すること等が想定される。

#### 4. 法的責任の明確化、厳格化

罰則については正式版で罰金幅を細分化し、一般的な違反については1万~10万円、利用者の生命健康に危害を

及ぼす場合は 10 万～20 万元とし、制裁を明確化・重罰化した。

[原文] [人工智能拟人化互动服务管理暂行办法\(令第 21 号\)](#)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、工業情報化部、公安部、国家市場監督管理  
総局(国家互联网信息办公室、国家发展和改革委员会、工业和信息化部、公安部、国家市场监督管理总局)

2026 年 4 月 10 日公布、2026 年 7 月 15 日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 射手矢 好雄 ([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
    - 弁護士 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
    - 弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
    - 弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
    - 中国弁護士 屠 錦寧 ([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
    - 弁護士 尾関 麻帆 ([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))
    - 弁護士 横井 傑 ([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
    - 弁護士 唐沢 晃平 ([kohei.karasawa@amt-law.com](mailto:kohei.karasawa@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。